

／ 発注者の皆様からぜひご紹介ください ／

業務委託として働く方も 労災保険に加入できます



労災保険は、労働者の工作中や通勤中のケガ、病気等に対する国の補償制度です。
業務委託として働く方（フリーランス）は限られた職種のみ加入対象でしたが、現在は全業種が対象です。
日本労働組合総連合会（連合）が設立した「連合フリーランス労災保険センター」
を通じて労災保険への特別加入の手続きができますので、お気軽にお問い合わせください。

ここがポイント！労災保険

POINT
01

保険料がお手頃

年間保険料3,831円から加入できる

POINT
02

信頼性

国の制度であるため、安心

POINT
03

加入のしやすさ

持病があっても加入できる

※一部職種で加入時健診の結果で加入できない場合あり

POINT
04

充実した補償内容

工作中や通勤中のケガや病気、
死亡等を幅広くカバー

POINT
05

長期的な補償

給付期間の制限がなく、ケガや病気が
治癒（症状固定）するまで補償が継続

※労災認定された場合

労災保険の補償内容は？

療養（補償）等給付

仕事や通勤中のケガや病気により療養するとき、無料で治療が受けられます。



休業（補償）等給付

休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の80%が支払われます。



障害（補償）等給付

障がいが残ったときに年金または一時金が支払われます。



遺族（補償）等給付

仕事や通勤が原因で死亡した場合、遺族の方に年金または一時金が支払われます。



葬祭料等（葬祭給付）

介護（補償）等給付



より詳しくは左のQRコードから厚労省のHP「請求（申請）できる保険給付等」をご覧ください。



加入対象は？

- フリーランス[※]が企業等から業務委託を受けて行う事業（いわゆるBtoBの事業）。
※フリーランス法に規定する、業務委託の相手方であって従業員を使用しないもの
- 上記の事業を行う方が、同種の事業を消費者から委託を受けて行う場合（いわゆるBtoCの事業）のケガ等も対象となります。
- 消費者のみから委託を受けて事業を行う方であっても、事業者から業務委託を受けて事業を行う（いわゆるBtoB）意向を有する場合には、対象となります。

既に特別加入の対象の事業または作業は、今回の特別加入の対象となる特定フリーランス事業ではないので、別途該当する特別加入団体を通じて加入をお願いします。既存の21業種については右のQRコードからご確認ください。



加入方法は？

「連合フリーランス労災保険センター」（以下略称：フリホケセンター）のウェブサイトを通じて加入の手続きを行います。

フリホケセンターを通じて加入したときの年間費用は？

フリホケセンターへの会費等

入会金	1,000 円
会費	最大 6,000 円 (500 円 × 12 カ月)
更新料 (翌年度)	1,000 円



国が定めた保険料

年間保険料	16段階の給付基礎日額
3,831 円	3,500 円
27,375 円	25,000 円

給付基礎日額とは

保険料や保険給付の基礎となるもので、16段階から自分の所得水準に見合った額を任意で選択します。どの日額を選んでも必要な治療が無料で受けられますが、休業補償などの給付額は日額に応じて決まります。
例えば年収365万円の方の場合は、年365日で割った1万円が給付基礎日額の目安です。

※加入時健診が必要な場合 + 1,100 円

加入
申込

連合フリーランス労災保険センター

ウェブサイトから

フリホケ

<https://ituc-freelance-rousal.org/>



03-5761-8338

お問い合わせ受付時間：平日9時～17時